

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)**

## **業務細則**

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務細則**

(目的)

第1条 この業務細則は、一般財団法人エルピーガス振興センター(以下「振興センター」という。)が定める災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)(以下「補助金」という。)の申請の手続等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、業務方法書において使用する用語の例による。

(リースの定義)

第3条 業務方法書第4条第1項及び第8条で規定するリースとは、業として行うリースに限るものとする。

(補助対象設備等)

第4条 業務方法書第4条第2項第1号で規定する業務細則に定める機器は、次のとおりとする。

(1)「石油ガスを貯蔵する容器」として「シリンダー容器」で供給する場合は、次のとおりとする。

イ.「シリンダー容器」は、50kgシリンダー容器とし、6本以上設置することを基本とする。ただし、振興センターが認めた場合はその限りではない。

ロ.「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、①から⑤については、必ず設置又は装備していなければならない。

- ① 張力式ガス放出防止器付高圧ホース
- ② 供給ユニット(自動切替式圧力調整器を装備したものであること)
- ③ マイコンメーター
- ④ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること
- ⑤ シリンダー容器の転倒防止のための2重以上のボンベチェーンや安全対策のための容器収納庫(容器専用に限る。)及びガード等の設置
- ⑥ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小

限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)

- ⑦ 残ガス警報通信設備や集中監視システム装置など、振興センターが個別に必要であると認めた設備又は機器等

(2)「石油ガスを貯蔵する容器」として「バルク容器」で供給する場合は、次のとおりとする。

イ。「バルク容器」は、容器の容量が290kg以上3,000kg未満の機器とする。また、災害時に活用される次号で規定する各LPガスユニットが使用目的に対して、十分な性能発揮や稼働時間が賄えるよう、適正な容量及び供給能力を有するものとする。

ロ。「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、以下の①から⑤は必ず設置又は装備されていなければならない。

- ① 供給ユニット(圧力調整器等)
- ② 低圧フレキ管
- ③ マイコンメーター
- ④ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること
- ⑤ バルクベース(災害発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク容器」及び「石油ガスの供給に必要な設備」を保護するのに十分な強度が担保できる場合又は地下埋設で設置する場合を除く。)
- ⑥ 補助対象設備を保護するためのガードパイプや法令順守のための防護壁等
- ⑦ ガス検知器又はガス漏れ警報通信設備
- ⑧ 残ガス警報通信設備又は集中監視システム設備
- ⑨ 支柱ユニット
- ⑩ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)
- ⑪ その他、振興センターが個別に必要と認めた設備及び機器等

(3)前各号で定める機器と組み合わせて、下記の①、②、③のいずれかのユニットを一つ以上必ず購入し、設置しなければならない。④は①、②のいずれかのユニットを一つ以上組み合わせて購入し、設置しなければならない。

ただし、補助事業者自らが購入又は既に設置している機器等を活用する場合を除く。

なお、令和元年度補正に限り、下記の①の設置は必須とする。ただし、既にLPガス発電機(コジェネレーションを含む。)を補助対象設備の設置施設に設置している場合は、この限りではない。

また、1つの機器で複数の機能を持つものも対象とするが、①、②、③又は④のいずれかに該当する範囲に限る。

- ① LPガス発電機ユニット(コジェネレーションを含む。)
- ② LPガス空調機器ユニット(GHP)
- ③ LPガス燃焼機器ユニット(炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む)、コジェネレーション、ガストーブ、ファンヒーター)
- ④ LPガス簡易スタンドユニット

- (4)前号の①、②、③及び④で規定する各ユニットは、LPガスを燃料とするもので、かつ第1号又は第2号から燃料が供給されなければならない。
- (5)規定する各ユニットのうち、ポータブル発電機、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、ガスストーブ、ファンヒーターは、災害時のみに使用されるものに限る。ただし、点検又は訓練で使用される場合を除く。
- (6)令和元年度補正に限り、業務方法書第4条第2項第3号④に定める液化石油ガススタンドが、災害時において施設の稼働の継続を目的とした発電機(石油製品によって稼働する発電機を含む。)を設置した場合、「石油ガスを貯蔵する容器」を新たに設置せず、既存の貯蔵設備から供給を行っても良いこととする。

2 業務方法書第4条第2項第2号に規定する業務細則に定める仕様及び設置工事の範囲は、次のとおりとする。

- (1)前項に規定する設備及び機器等は、国内の関係法令等の基準を満たしたものであり、かつ、国内での販売又は設置が認められているものに限る。
- (2)前項1号イ. に規定するシリンダー容器を設置する場合は、張力式ガス放出防止器付高圧ホースで接続し、ボンベチェーンを2重以上に施す等、転倒防止や安全対策を行い、必要に応じ防護柵等を設けること。
- (3)前項2号イ. に規定するバルク容器を地上に設置する場合は、法令基準を満たす高さ以上のコンクリート等、強度のあるものの上に設置する他、原則としてバルクベース(C型鋼又はH型鋼製スキッドベース)の上にバルク容器等を固定すること。また、必要に応じ周囲に防護柵等を設けること。
- (4)LPガスの配管途上には必要に応じて金属フレキ管を設けること。
- (5)前項3号の①、②、③及び④は、系統電力、都市ガス、水道の供給が途絶した場合でも自立して稼働できる仕様でなければならない。
- (6)前項3号の①、②、③及び④で規定する各ユニットのうち、各構成機器又は設備は、あらかじめ災害時に使用する目的及び用途を申告し、適正な能力を有するものでなければならない。
- (7)LPガス配管については、石油ガスを貯蔵する容器から補助対象設備機器に専用で接続する配管は補助対象とするが、常用配管と併用する配管の場合は補助対象外とする。また、電気配線については、石油ガス災害バルク等から電源切替盤までの電気配線を補助対象とする。

3 業務方法書第4条第2項第3号の②公的避難所、③一時避難所となり得るような施設に規定する設置場所は、次のものをいう。

- (1)「公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)」とは、地方公共団体によって所有される公共施設のうち、災害時に避難所として利用される、自治体庁舎、学校、公民館、体育館などの公共施設をいう。
- (2)「一時避難所となり得るような施設」とは、民間等が所有する工場、事業所、商業施設、私立学校、旅館、マンションなどの施設又は敷地のうち、地方公共団体が災害時に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているものをいう。
- (3)前号における地方公共団体の認知は、協定書や覚書等で明確に確認できるもののほか、地方公共団体のホームページでの公表や地方公共団体からの証明書など、い

いずれの形式であっても認知を明確に確認できるものであれば、これを問わない。

(4) 第2号に規定する地方公共団体の認知は、交付申請書の提出日までに受けなければならない。また、前号に該当する場合も同様とする。

- 4 業務方法書第4条第3項に規定する「3日分以上の石油ガス」とは、第7条に規定する交付申請書の添付書類である燃料消費量計算書により、設置予定のLPガスを貯蔵する容器の容量合計の50%に当たる量が、災害時3日間に使用する設備が全て適正に稼働するために必要な消費量を賄うために必要なLPガスの量を上回るものとする。
- 5 業務方法書第4条第2項3号④の液化石油ガススタンドについては、前項の要件を満たすことと併せて、発電機(石油製品によって稼働する発電機を設置する場合は、前項の「LPガス」は、「石油製品」に読み替えることとする。)の設置を必須とする。

(機器の品番)

#### 第5条 削除

(募集方法及び期間)

- 第6条 振興センターは、業務方法書第6条に規定する補助事業の募集を行うに当たっては、原則として、公募説明会を実施するものとする。
- 2 振興センターは、申請の受付は期間を区切って行うものとし、補助金の予算の範囲内で交付を行うものとする。
  - 3 補助事業の募集方法及び期間等は、振興センターが別に定めるものとする。

(交付申請書及び添付書類)

第7条 業務方法書第8条第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交付申請書(様式第1)

(2) 補助事業の実施に関する添付書類

- ① 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図(平面図)、避難所として使用する場所の図面(平面図)
- ② 補助事業対象施設の設置場所に関する確認に係る証明書類
- ③ LPガス配管図(平面図)
- ④ 「3日分以上の石油ガス」の燃料消費量計算書(別紙9)
- ⑤ 「災害時における一時避難所の運用」についての説明書(別紙10)
- ⑥ 電気配線図(該当する場合)  
災害時使用予定電気機器及び負荷リスト(別紙5)
- ⑦ 購入及び設置工事の予定事業者の選定
  - i) 見積依頼書の写し
  - ii) 見積書の写し
- ⑧ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書(補助対象として経費計上しているもので、外注(請負や設備購入)契約又は委託契約をしている場合)  
(該当する場合)

⑨ 役員名簿(別紙7)

⑩ 地方公共団体が当該施設等を避難所として活用できると認知していることが明確に分かる証明書類等(該当する場合)

(3)申請者が法人の場合は、登記事項証明書(申請日より3ヶ月以内に取得)、会社案内、決算報告書(直近2ヶ年)、ただし、新設の社会福祉法人にあつては決算報告書(直近2ヶ年)の提出ができなくてもよい。申請者が法人以外の場合は、事業内容、納税証明書(その2)(直近2ヶ年)

(4)その他振興センターが提出を求める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 業務方法書第10条第3項に規定する交付決定通知書は、様式第2とする。

2 業務方法書第10条第8項に規定する交付決定次点通知書は、様式第3とする。

3 業務方法書第10条第9項に規定する不採択通知書は、様式第4とする。

(審査委員会での配慮事項)

第9条 業務方法書第9条第1項に基づき設置される審査委員会は、業務方法書第10条第1項により付議された申請を審査するときは、業務方法書第9条の規定により別に定める運営規定のほか、次の事項に配慮しなければならない。

(1)業務方法書第10条第2項に該当する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」に基づく、「国土強靱化地域基本計画」を策定している地方公共団体等からの申請については、優先的に採択を行うよう配慮するものとする。

(2)地震防災対策として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災計画の策定において、地震防災対策の強化を推進すべきとされる地域(以下「地震防災対策強化地域等」という。)として指定されている市区町村に設置されるものについては、前号の次に優先的に採択を行うものとする。なお、地震防災対策強化地域等は、以下の法律にもとづき指定されている地域とする。

イ. 首都圏直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)

ロ. 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)

ハ. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)

ニ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)

(3)第1号の申請を行うものは、国土強靱化地域基本計画に該当する旨の書類を提出しなければならない。

(4)第2号の申請を行うものは、様式第1にその旨を記載しなければならない。

(5)予算を超過する申請があつた場合は、以下の優先順位で採択するものとする。また、優先順位は審査委員会運営規程の審査手順にて審査委員会で定める。

- ア. ①に該当する案件を優先採択。①のみで予算超過する場合はa～cの施設ごとに優先採択施設を採択。ここまでで予算超過する場合は、施設の機能維持に必要な燃料の保有日数の多い順に採択。
- イ. ①を全て採択した場合に予算残がある場合、②の案件について、①の採択手順と同様に採択案件を決定。
- ウ. ②を全て採択した場合に予算残がある場合、③の案件について、①、②の採択手順と同様に採択案件を決定。

- |  |
|--|
| <p>① 国土強靱化地域計画を策定している市区町村に設置する案件</p> <p>② 大規模地震対策特別措置法第3条等の規定により指定された地震防災対策強化地域等に設置する案件</p> <p>③ ①、②に該当しない案件</p> <p>a. 避難所: 指定避難所、福祉避難所を優先</p> <p>b. 医療施設: 全ての施設</p> <p>c. 社会福祉施設: 福祉避難所を最優先、入所施設は次点</p> |
|--|

(交付申請取下書)

第10条 業務方法書第11条に規定する交付申請取下書は、様式第5とする。

(補助事業の開始及び完了)

- 第11条 業務方法書第12条第1項に規定する補助事業の開始は、補助対象である設備及び設置工事を最初に発注した日とし、交付決定日以降とする。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した費用等については補助対象外とする。
- 2 業務方法書第12条第2項に規定する補助事業の完了とは、補助対象LPガス設備等の購入及びその設置工事等が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了していることをいう。

(契約等)

- 第12条 業務方法書第13条第1項に規定する契約については、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不相当である場合には、3者以上からの見積書を取った上で契約することができるものとする。(3者以上から見積書が取得出来ない場合は相当な理由を記載した書面を提出すること)
- 2 業務方法書第13条第2項に関する契約書を締結する場合には、当該契約書の写しを提出すること。

(計画変更承認申請等)

- 第13条 業務方法書第15条第1項に規定する計画変更等承認申請書は、様式第6とし、その提出期限は、原則として当該計画変更等承認申請に係る事業実施前までとする。

る。

- 2 業務方法書第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資すると考えられる場合
  - (2) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合
- 3 業務方法書第15条第1項のただし書きに規定する計画変更等届出書は、様式第7とし提出期限は事業完了日前までとする。
- 4 業務方法書第15条第2項に規定する計画変更等承認結果通知書は、様式第8とする。

(実施状況報告書)

第14条 業務方法書第16条に規定する実施状況報告書は、様式第9とする。

(計画遅延等承認申請書等)

- 第15条 業務方法書第17条第1項に規定する計画遅延等承認申請書は、様式第10とし、その提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月31日までとする。
- 2 業務方法書第17条第2項に規定する計画遅延等承認結果通知書は、様式第11とする。

(実績報告書及び添付書類)

第16条 業務方法書第18条第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(様式第12)
- (2) 補助事業の実施報告に関する添付書類
  - ① 購入及び支払いに伴う書類
  - ② 石油ガス災害バルク等を設置した敷地全体配置図、設備の配置図、避難所として使用する場所の図面(平面図)
  - ③ LPガス配管図(平面図)
  - ④ 「3日分以上の石油ガス」の燃料消費量計算書(別紙9)
  - ⑤ 「災害時における一時避難所の運用」についての説明書(別紙10)
  - ⑥ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)
  - ⑦ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書(該当する場合)
  - ⑧ 機器等の写真(補助対象設備が設置されていることが明確に分かること)
  - ⑨ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書と補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(該当する場合)  
ii) リース契約書の写し・リース料金減額証明書の写し(別紙3)(該当する場合)
  - ⑩ 誓約書(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)

- ⑪ 石油ガス災害バルク等の設置に係る法律上の許認可の写し(該当する場合)
  - ⑫ 地方公共団体が当該施設等を避難所として活用できると認知していることが明確に分かる証明書類等(該当する場合)
  - ⑬ 取得財産等管理明細表(様式第22)
  - ⑭ 補助事業者の固定資産台帳の写し
- (3) その他振興センターが提出を求める書類

(確定通知書)

第17条 業務方法書第19条第1項に規定する確定通知書は、様式第13とする。

(消費税等の仕入控除額の確定報告書等)

第18条 業務方法書第20条第1項に規定する消費税等仕入控除税額の確定報告書は様式14とする。

2 業務方法書第20条第2項に規定にする返還命令書は様式15とする。

(補助金の請求)

第19条 業務方法書第21条第2項に規定する精算払請求書は、様式第16とする。

2 業務方法書第21条第3項に規定する提出期限は、業務方法書第19条に規定する確定通知書を補助事業者が受理した日から7日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第20条 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定取消通知書は、様式第17とする。

2 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定内容等変更通知書は、様式第18とする。

(補助金の返還命令書)

第21条 業務方法書第23条第1項に規定する返還命令書は、様式第19とする。

(災害時における石油ガス災害バルク等の稼働状況報告)

第22条 業務方法書第24条に規定する補助対象LPガス設備の稼働状況報告書は、様式第20とする。

2 業務方法書第24条に規定する災害とは次のものとし、補助対象LPガス設備が設置された市区町村及び隣接する市区町村で災害が発生した場合は、速やかに前項による報告を振興センターに行うものとする。

- (1) 暴風
- (2) 豪雨
- (3) 豪雪
- (4) 地震
- (5) 津波
- (6) 噴火
- (7) その他、振興センターが必要と認めた場合

(取得財産等管理台帳等)

第23条 業務方法書第25条第2項に規定する取得財産等管理台帳は、様式第21とする。

2 業務方法書第25条第3項に規定する取得財産等管理明細表は、様式第22とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 業務方法書第26条第3項に規定する財産処分または変更承認申請書は、様式第23とする。

附則

1. 本規則は、平成31年4月18日から施行する。

附則

1. 本規則は、令和2年5月21日から施行する。

附則

1. 本規則は、令和3年5月19日から施行する。

令和●年●月●日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

●●● 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付申請書

業務方法書第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請者(補助対象LPガス設備の購入者)

1) 法人番号(13桁)		
2) 法人名		
法人名(カナ)		
3) 代表者役職		代表者氏名
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)
住所(都道府県以下)		

2. 共同申請者(補助対象LPガス設備のリースを受ける等により対象となる設置施設を運用・維持・管理する者)

1) 法人番号(13桁)		
2) 法人名		
法人名(カナ)		
3) 代表者役職		代表者氏名
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)
住所(都道府県以下)		

**3. 履行補助者(手続きを補助する者がいる場合のみ記載する)**

1) 法人名	
--------	--

**4. 補助対象LPガス設備の設置先**

1) 施設名			
施設名(カナ)			
2) 住所(都道府県)			
住所(都道府県以下)			
3) 運用管理責任者			
所属部署		役職	
氏名			
メールアドレス			
電話番号			
4) 新規または既存		建物の竣工日	
5) 施設の種別			

業務方法書第4条第2項第3号記載施設

6) 設置先の避難所の収容人数は何人ですか?(全数)	
7) 上記の収容人数のうち外部の受入人数は何人ですか?	
8) 設置先避難所の収容面積をご記入ください。(屋内〇m <sup>2</sup> )	
9) 設置先避難所の収容面積をご記入ください。(屋外〇m <sup>2</sup> )	



令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付決定通知書

業務方法書第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けにて申請があつた令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとする。
2. 当該申請案件の補助金交付番号は、〇〇〇〇〇〇番とする。
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
4. 補助対象経費の項目ごとの経費及び補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の項目ごとの経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする。

6.補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1)適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2)適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則。
- (3)相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4)当センターの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5)補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7.補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、業務方法書の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

(様式第3)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付決定次点通知書

業務方法書第10条第8項の規定に基づき、補助金の交付申請を次点としましたので通知します。

#### 記

1. 次点対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付にて申請のあつた令和 年度災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付申請書(以下「交付申請書」という。)の記載とおりとす  
る。
2. 次点の優先順位は、〇位とする。
3. 次点は、補助事業者が交付申請の取下げ、若しくは補助事業の一部又は全部の中止を行った場合、補助事業完了期限内での実施を条件に次点順位の上位者から交付決定をすることとし、交付決定通知書をもつて行うものとする。

以上

(様式第4)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)不採択通知書

業務方法書第10条第9項の規定に基づき、補助金の交付申請を不採択としましたので通知します。

## 記

### 1. 不採択理由

--

(様式第5)

令和 年 月 日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付申請取下書

業務方法書第11条の規定に基づき、下記の理由により取り下げます。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 交付申請取下理由

--

令和●年●月●日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 岩井 清祐 殿

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画変更等承認申請書

標記補助事業について、業務方法書第15条第1項の規定に基づき、下記事項を申請します。

交付決定日	
補助金交付番号	

**計画変更等の背景**

代表者等の変更があった。
補助事業の全部又は一部を他人に承継する。
補助事業の内容を変更する。
補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止する。
その他振興センターが必要と認め承認申請を指示した。

計画変更等の詳細と理由

--

計画変更等が補助事業に与える影響

--

添付書類

--

申請者の情報			
1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			

共同申請者の情報			
1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			

履行補助者の情報	
1) 法人名	

設置先の情報			
1) 施設名			
施設名(カナ)			
2) 住所(都道府県)			
住所(都道府県以下)			
3) 運用管理責任者			
所属部署		役職	
氏名			
メールアドレス			
電話番号			
4) 新規または既存		建物の竣工日	
5) 施設の種別			



中小企業である	業務方法書第3条第3号に規定する中小企業者ですか？
---------	---------------------------

変更前の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)				
変更前の申請額				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
①設備費	円	円	/	/
②設置工事費	円	円		
合計	円	円		

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)				
変更後の申請額				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
①設備費	円	円	/	/
②設置工事費	円	円		
合計	円	円		

- 注1 計画変更等により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入する。  
注2 見積書の写しを添付すること。(上記金額根拠が明確に分かるように別途説明を記述すること)  
注3 変更後の交付申請額は、変更前の交付決定額を上回らないこと。

補助事業の完了日	
事業完了日	

令和●年●月●日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 岩井 清祐 殿

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画変更等届出書

標記補助事業について、業務方法書第15条第1項の規定に基づき、下記事項を申請します。

交付決定日	
補助金交付番号	

計画変更等の背景

計画変更等の事項	変更前	変更後

計画変更等の理由

--

添付書類

--

申請者の情報			
1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			

共同申請者の情報			
1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			

履行補助者の情報	
1) 法人名	

設置先の情報			
1) 施設名			
施設名(カナ)			
2) 住所(都道府県)			
住所(都道府県以下)			
3) 運用管理責任者			
所属部署		役職	
氏名			
メールアドレス			
電話番号			
4) 新規または既存		建物の竣工日	
5) 施設の種別			



中小企業である	業務方法書第3条第3号に規定する中小企業者ですか？
---------	---------------------------

変更前の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)				
変更前の申請額				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
①設備費	円	円	/	/
②設置工事費	円	円		
合計	円	円		円

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)				
変更後の申請額				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
①設備費	円	円	/	/
②設置工事費	円	円		
合計	円	円		円

注1 計画変更等により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入する。  
注2 見積書の写しを添付すること。(上記金額根拠が明確に分かるように別途説明を記述すること)  
注3 変更後の交付申請額は、変更前の交付決定額を上回らないこと。

補助事業の完了日	
事業完了日	

(様式第8)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画変更等承認結果通知書

業務方法書第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 審査結果

--

2. 承認の条件

--

3. 不承認の理由

--

(様式第9)

令和 年 月 日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)実施状況報告書

業務方法書第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助事業の実施状況
2. 補助事業に要する経費の使用状況(別添)

(別添)

令和 年度補助事業に要する経費の使用状況

(単位:円)

補助事業に要する経費 項目の合計 (経費項目毎に記入し 合計をだすこと)	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(様式第10)

令和 年 月 日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画遅延等承認申請書

業務方法書第17条第1項の規定に基づき、下記理由により以下の許可を申請します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助事業の進捗状況
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に対してとつた措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の実施及び完了の予定

(様式第11)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画遅延等承認結果通知書

業務方法書第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 審査結果

--

2. 承認の条件

--

3. 不承認の理由

--

令和●年●月●日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 岩井 清祐 殿

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)実績報告書

業務方法書第18条第1項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

交付決定日	
補助金交付番号	

計画変更等承認申請書の提出		計画変更等届出書の提出	
---------------	--	-------------	--

1. 補助事業者(補助対象LPガス設備の購入者)

1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			

2. 共同申請者(補助対象LPガス設備のリースを受ける等により対象となる設置施設を運用・維持・管理する者)

1) 法人番号(13桁)			
2) 法人名			
法人名(カナ)			
3) 代表者役職		代表者氏名	
4) 住所(〒番号)		住所(都道府県)	
住所(都道府県以下)			



6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

1) 中小企業である	業務方法書第3条第3号に規定する中小企業者ですか？
------------	---------------------------

2) 申請額				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付実績額 (税抜)
① 設備費	円	円	/	/
② 設置工事費	円	円		
合計	円	円		円

7. 補助事業の開始及び完了日

1) 事業開始日	
2) 事業完了日	

(様式第13)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)の額の確定通知書

業務方法書第19条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付番号	
---------	--

確定額

円

(様式第14)

令和 年 月 日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)に係る消費税額等の仕入控除税額の確定報告書

業務方法書第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金確定額(業務方法書第19条第1項による確定額)

\_\_\_\_\_ 円

2. 上記確定額のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当分

\_\_\_\_\_ 円

3. 実際に確定した消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

4. 補助金返還額(仕入控除税額分)(3. - 2. )

\_\_\_\_\_ 円

注1. 別添として積算の内訳を添付すること。

注2. 実際に確定した仕入控除税額が補助金確定額に含まれる仕入控除税額相当分より少なくなった場合(3. - 2. がマイナスの場合)でも、補助金確定は変更しませんのであらかじめ承知願います。

注3. 仕入控除税額分の補助金返還額が発生したにもかかわらず、報告を怠った場合には、業務方法書22条第3項の規定により、交付した補助金全額の返還請求を行う場合がありますので、ご注意願います。

(様式第15)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)返還命令書(消費税)

業務方法書第20条第2項の規定に基づき、下記の補助金額の返還を命じます。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金支払済額
2. 返還命令の理由
3. 返還する補助金の額及び算出根拠
4. 加算金の額及び算出根拠
5. 返還命令による請求額(合計)
6. 補助金返還期日
7. 振込先

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)精算払請求書

業務方法書第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金の額の確定日 令和〇年〇月〇日
2. 精算払請求金額 〇〇〇,〇〇〇 円
3. 振込先

銀行名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義(カナ)			
口座名義(漢字)			

(様式第17)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付決定取消通知書

業務方法書第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 交付決定取消しの理由

(様式第18)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付決定内容等変更通知書

業務方法書第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 交付決定の内容若しくは条件の変更事項

変更前	変更後

2. 変更理由

(様式第19)

令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)返還命令書(補助金)

業務方法書第23条第1項の規定に基づき、下記の金額の返還を請求します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金支払済日
2. 補助金支払済金額
3. 返還請求の理由
4. 返還請求金額
5. 補助金返還期日
6. 振込先

一般財団法人エルピーガス振興センター 御中  
(FAX番号 : 03-6402-3691)  
(メールアドレス : saigaibulk@lpgc.or.jp)

令和 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)

業務方法書第24条第1項の規定に基づき、補助対象LPガス設備の稼働状況を下記のとおり報告します。

記

石油ガス災害バルク等の稼働状況報告

交付決定NO.	
---------	--

1. 災害の概要

災害の種類	<input type="checkbox"/> 暴風(台風含) <input type="checkbox"/> 豪雨(台風含) <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 噴火 <input type="checkbox"/> その他( )
災害発生時	西暦 年 月 日 時 分頃
災害(被災)期間	西暦 年 月 日 ~ 月 日 または ( ) 時間

2. 石油ガス災害バルク等の稼働状況等

補助対象の設置施設	名称:
	住所:
補助対象機器(ユニット)	<input type="checkbox"/> 固定型発電機 <input type="checkbox"/> 移動型発電機 <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> ガストーブ <input type="checkbox"/> 炊出しセット <input type="checkbox"/> 鋳物コンロ <input type="checkbox"/> その他( )
上記施設の被災状況等	<input type="checkbox"/> 被災せず <input type="checkbox"/> 被災したが一部開院・開設 <input type="checkbox"/> 被災したため閉鎖 <input type="checkbox"/> その他(理由: )

3. 避難所としての開設状況

避難所	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 開設せず
避難者受入数	( ) 人 ... おおよその人数
避難所等開設状況	<input type="checkbox"/> 避難者を建物内に受入れ <input type="checkbox"/> 避難者を敷地内に受入れ <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 携帯電話等充電 <input type="checkbox"/> その他( )
LPガス在庫状況	<input type="checkbox"/> 充分 <input type="checkbox"/> 不足 <input type="checkbox"/> その他( )
災害バルク等活用しての感想 (良かった点・改善点等)	・ ・

4. 連絡先

補助事業者連絡先	名称:	
	報告者名:	電話番号:
	メールアドレス:	FAX:

※災害が発生した場合には可能な範囲で速やかに上記の状況等について、一般財団法人エルピーガス振興センターまでFAXまたはメールをしてください。

※必要に応じて後日詳細を確認させていただくことがあります。

(様式第21)

取得財産等管理台帳(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得 年月日	処分制限 期間	保管 場所	補助率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち石油ガス災害バブル等の導入に係るもの)業務方法書第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(工業所有権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
5. 補助事業者が管理する『固定資産台帳』と整合性が取れた内容で正しく記載のこと。なお、固定資産台帳の写しを提出のこと



(様式第23)

令和 年 月 日

一般財団法人エルピーガス振興センター  
理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の役職・氏名

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)財産処分【承認・変更】申請書

業務方法書第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 処分しようとする財産及びその理由(別添)
2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件
4. 変更する理由

注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別添)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

(注)

1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

(案)

令和●年●月●日

(リース利用者(設置場所を所有又は管理する者))

【住所】
【名称】

(リース事業会社)

【住所】
【会社名】

### <リース減額証明書>

- 弊社は、一般財団法人エルピーガス振興センターが行う「●●● 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」の補助金を利用し「補助対象LPガス設備」をリースする予定であります。
- 当該補助金交付を前提に、補助金相当額  円を物件金額(販売価格ベース)  円の一部に充当します。
- 予定の補助金の交付を受けられない場合は、上記の補助金相当額をお支払いいただくか、補助金相当額充当前のリース料に変更いたします。

### <リース料計算書>

当該「補助対象LPガス設備」のリース契約の補助金相当額充当後のリース料は、下記のとおりです。

記

1. 物件名	
2. 物件金額 (販売価格ベース)	円(消費税等額別)
3. リース期間	
4. 補助金相当額	円(消費税等額別)
5. 補助金相当額充当後の物件金額	円(消費税等額別)
6. 補助金相当額充当前の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率
7. 補助金相当額充当後の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率

令和●年●月●日

補助事業者： 住 所  
氏名(法人名)  
役 職  
代表者名

### 誓 約 書

● ● ● (補助事業者) は、  
一般財団法人エルピーガス振興センターが行う「 災害時に備えた社会的重  
要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的  
な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係わる  
もの) 」を利用して、令和 ● 年 ● 月 ● 日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を設置  
しました。

補助金受領日以降は、

1. 地域住民に対して、災害発生時に避難所として使用できる旨を周知すること。
2. 災害発生時には、適切に避難所としての活動を行うこと。
3. 関係者に対して、平時から定期的に災害発生時に備えた教育訓練を実施すること。
4. 災害発生時には、業務方法書第24条に基づき、報告者： ● ● ● が、  
石油ガス災害バルク等の稼働状況を所定様式 (様式第20) にて速やかに報告すること。  
を誓います。

### 記

「石油ガス災害バルク等」の設置先施設名称

「石油ガス災害バルク等」の設置先住所

「石油ガス災害バルク等」の設置先電話番号

以上

注1) 上記の設置日は検収日とすること

注2) 上記の報告者は個人名を記入すること

令和●年●月●日

補助事業者： 住所  
氏名(法人名)  
役職  
代表者名

## 誓約書

●●●（補助事業者） は、  
一般財団法人エルピーガス振興センターが行う「 災害時に備えた社会的重  
要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的  
重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係わる  
もの）」を利用して、令和 ●年 ●月 ●日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を設置  
しました。

補助金受領日以降は、

1. 地域住民に対して、災害発生時に避難所として使用できる旨を周知すること。
2. 災害発生時には、 ●（市区町村名を記入）との協定等に基づき適切に避難所としての活動を行うこと。
3. 関係者に対して、平時から定期的に災害発生時に備えた教育訓練を実施すること。
4. 災害発生時には、業務方法書第24条に基づき、報告者： ●●● が、  
石油ガス災害バルク等の稼働状況を所定様式（様式第20）にて速やかに報告すること。  
を誓います。

## 記

「石油ガス災害バルク等」の設置先施設名称

「石油ガス災害バルク等」の設置先住所

「石油ガス災害バルク等」の設置先電話番号

以上

注1) 上記の設置日は検収日とすること

注2) 上記の報告者は個人名を記入すること

令和●年●月●日

補助事業者： 住 所  
氏名(法人名)  
役 職  
代表者名

共同補助事業者：住 所  
氏名(法人名)  
役 職  
代表者名

### 誓 約 書

● ● ●（共同補助事業者） は、  
一般財団法人エルピーガス振興センターが行う「 災害時に備えた社会的重  
要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係わるもの）」を利用して、令和 ● 年 ● 月 ● 日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を  
● ● ●（補助事業者） からリースを受けて設置しました。

● ● ●（補助事業者） の補助金受領日以降は、

1. 地域住民に対して、災害発生時に避難所として使用できる旨を周知すること。
2. 災害発生時には、適切に避難所としての活動を行うこと。
3. 関係者に対して、平時から定期的に災害発生時に備えた教育訓練を実施すること。
4. 災害発生時には、業務方法書第24条に基づき、報告者： ● ● ● が、  
石油ガス災害バルク等の稼働状況を所定様式（様式第20）にて速やかに報告すること。  
を誓います。

### 記

「石油ガス災害バルク等」の設置先施設名称

「石油ガス災害バルク等」の設置先住所

「石油ガス災害バルク等」の設置先電話番号

以上

注1) 上記の設置日は検収日とすること

注2) 上記の報告者は個人名を記入すること

令和●年●月●日

補助事業者： 住 所  
氏名(法人名)  
役 職  
代表者名

共同補助事業者：住 所  
氏名(法人名)  
役 職  
代表者名

### 誓 約 書

● ● ● (共同補助事業者) は、  
一般財団法人エルピーガス振興センターが行う「 災害時に備えた社会的重  
要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的  
な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係わる  
もの) 」を利用して、令和 ● 年 ● 月 ● 日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を  
● ● ● (補助事業者) からリースを受けて設置しました。

● ● ● (補助事業者) の補助金受領日以降は、  
1. 地域住民に対して、災害発生時に避難所として使用できる旨を周知すること。  
2. 災害発生時には、 ● (市区町村名を記入) との協定等に基づき適切に避難所としての活動を行うこと。  
3. 関係者に対して、平時から定期的に災害発生時に備えた教育訓練を実施すること。  
4. 災害発生時には、業務方法書第24条に基づき、報告者： ● ● ● が、  
石油ガス災害バルク等の稼働状況を所定様式 (様式第20) にて速やかに報告すること。  
を誓います。

記

「石油ガス災害バルク等」の設置先施設名称

「石油ガス災害バルク等」の設置先住所

「石油ガス災害バルク等」の設置先電話番号

以上

注1) 上記の設置日は検収日とすること

注2) 上記の報告者は個人名を記入すること

## 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト

### 電灯負荷機器(ポータブル若しくは固定式単相機を補助対象設備として申請・設置する場合)

電灯負荷設備	台数	出力 (kW)	合計出力 (kW)	災害時 運転設備	災害時 運転台数	災害時所要 出力(kW)	運転順位 (郡)	備考(通常時と災害時=発電機使用時の区分及び 同時運転の有無)
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
電灯総出力			0.00 kW					
災害時電灯所要出力計				◎印計		0.00 kW		

### 動力負荷機器(固定式三相機を補助対象設備として申請・設置する場合)

動力負荷設備	台数	出力 (kW)	合計出力 (kW)	災害時 運転設備	災害時 運転台数	災害時所要 出力(kW)	運転順位 (郡)	備考(通常時と災害時=発電機使用時の区分及び 同時運転の有無)
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
		kW	kW			kW		
動力総出力			0.00 kW					
災害時動力所要総出力計				◎印計		0.00 kW		

### 負荷機器合計

電灯・動力総出力			0.00 kW			kW		
災害時所要総出力合計			0.00 kW	◎印計		0.00 kW		

\* 固定式のLPガス非常用発電機を、補助対象設備として申請・設置する場合には、負荷計算書と発電機容量の計算書を合せて申請書に添付願います。  
 詳細につきましては、発電機の見積を依頼等をされる業者のご担当者等にご相談のうえ、掲載書式にこだわる必要はありませんので①電力使用機器  
 リスト②非常発電ライン必要機器選定(最低必要機器、単独or同時運転、優先付) ③発電機容量計算書、の内容を含めた書類を確認願います。  
 なお、単相発電機の負荷計算書は提出不要です。





# 燃料消費量計算書

【別紙 9-1】

1. 取付予定の災害バルク

設置先名：

規 格	容 量		基			総容量kg
		×			=	
		×			=	
		×			=	
					合計 I	0
					残量50%	0

2. 災害時使用する機器の消費量

種類	規 格	消費量 (kg/h)		3日使用する時間		台数		総消費量 kg
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
			×		×		=	
		〇〇Kw ÷ 14 = 消費量 (kg/h) 例) 10.5kw ÷ 14 = 0.75kg/h				合計 II		0.0
		注) 設置機器の消費量は定格である必要はない		残量50%		−	合計 II	0.0

※ LPガス残量（備蓄量）が設置機器の総消費量を上回ることが要件となります。  
また、3日間の中で使用する時間は、実態にあわせた時間を記載してください。

共同申請者：

代表者役職：

氏名：

【大規模災害時における医療、福祉施設の運用について】

1. 避難所の受入れ体制について記載ください

(1) 避難所の収容人数 

	人
--	---

(2) 内部の避難者（居住者、役職員、デイサービス利用者、通院者） 

	人
--	---

(3) 外部からの受入  あり 

	人
--	---

受入対象  近隣住民  入居者家族  その他（ ）

なし

理由

2. 避難所の運用について記載ください

(1) 避難所面積 屋内 

--

 m<sup>2</sup> 屋外 

--

 m<sup>2</sup>

避難所としての機能をどのように果たす計画なのか、また、設置する機器をどのように活用するのか、燃料消費量計算書や電力負荷リストと整合させたくて具体的に記載ください。特に、屋外を避難所として利用する場合、屋外において今回設置する機器をどのように活用されるのかを具体的に記載ください。

(2) 3日間避難する場合に備えて、水や食料、外部との通信に関してどのように対応するのか、具体的に記載ください。

以上

共同申請者：

代表者役職：

氏名：

【大規模災害時における地方公共団体の一時避難所の運用について】

1. 避難所の受入れ体制について記載ください

- (1) 避難所の収容人数  人
- (2) 内部の避難者（役職員）  人
- (3) 外部からの受入  人

2. 避難所の運用について記載ください

- (1) 避難所面積            屋内  m<sup>2</sup>    屋外  m<sup>2</sup>

避難所としての機能をどのように果たす計画なのか、また、設置する機器をどのように活用するのか、燃料消費量計算書や電力負荷リストと整合させたくうえで具体的に記載ください。特に、屋外を避難所として利用する場合、屋外において今回設置する機器をどのように活用されるのかを具体的に記載ください。

以上

共同申請者：

代表者役職：

氏名：

【大規模災害時における民間施設の一時避難所の運用について】

1. 避難所の受入れ体制について記載ください

(1) 避難所の収容人数  人

(2) 内部の避難者（役職員）  人

(3) 外部からの受入  人

2. 避難所の運用について記載ください

(1) 避難所面積            屋内  m<sup>2</sup>            屋外  m<sup>2</sup>

避難所としての機能をどのように果たす計画なのか、また、設置する機器をどのように活用するのか、燃料消費量計算書や電力負荷リストと整合させたうえで具体的に記載ください。特に、屋外を避難所として利用する場合、屋外において今回設置する機器をどのように活用されるのかを具体的に記載ください。

(2) 地方公共団体から認知されている一時避難所としての役割について具体的に記載ください。

以上